

第 2 8 回 所 沢 市 都 市 計 画 審 議 会  
会 議 録

平 成 2 6 年 1 月 1 6 日

会 議 録

会 議 の 名 称	第 2 8 回 所 沢 市 都 市 計 画 審 議 会
開 催 日 時	平成 2 6 年 1 月 1 6 日 ( 木 ) 午前 1 0 時 から 午前 1 1 時 5 0 分
開 催 場 所	所 沢 市 役 所 低 層 棟 3 階 全 員 協 議 会 室
出 席 者 の 氏 名	( 会 議 録 別 表 1 ) の と お り
欠 席 者 の 氏 名	( 会 議 録 別 表 1 ) の と お り
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	議 事 ( 1 ) 諮 問 1 ) 議 案 第 4 7 号 所 沢 都 市 計 画 下 水 道 ( 所 沢 公 共 下 水 道 ) の 変 更 に つ い て 2 ) 議 案 第 4 8 号 所 沢 都 市 計 画 都 市 計 画 区 域 の 整 備 、 開 発 及 び 保 全 の 方 針 の 変 更 ( 案 ) に つ い て 3 ) 議 案 第 4 9 号 所 沢 都 市 計 画 区 域 区 分 の 変 更 ( 案 ) に つ い て 4 ) 議 案 第 5 0 号 所 沢 都 市 計 画 生 産 緑 地 地 区 の 変 更 に つ い て
会 議 資 料	第 2 8 回 所 沢 市 都 市 計 画 審 議 会 次 第 第 2 8 回 所 沢 市 都 市 計 画 審 議 会 ( 議 案 ・ 資 料 ) 所 沢 市 都 市 計 画 審 議 会 委 員 名 簿 所 沢 市 都 市 計 画 審 議 会 条 例
担 当 部 課 名	山 寄 上 下 水 道 部 長 、 濱 中 上 下 水 道 部 次 長 、 北 田 上 下 水 道 部 次 長 下 水 道 整 備 課 鈴 木 課 長 、 大 塚 副 主 幹 、 吉 田 副 主 幹 、 井 上 主 査  小 山 街 づ くり 計 画 部 長 、 糟 谷 街 づ くり 計 画 部 次 長 都 市 計 画 課 森 田 課 長 、 遠 藤 副 主 幹 、 久 保 副 主 幹 、 横 山 主 査 、 加 藤 主 査 、 溝 渕 技 師 、 佐 藤 主 事  ( 事 務 局 ) 街 づ くり 計 画 部 都 市 計 画 課 電 話 04-2998-9192

( 会議録別表 1 )

## 所沢市都市計画審議会委員名簿

第 2 8 回都市計画審議会

会 長 久保田 尚

職務代理 水村 要二

( 敬称略 )

区 分	氏 名	出欠席の状況	備 考
学識経験のある者	久 保 田 尚	出	
学識経験のある者	藤 井 さ や か	欠	
学識経験のある者	淵 野 雄 二 郎	出	
学識経験のある者	横 溝 高 至	欠	
学識経験のある者	小 林 章	出	
学識経験のある者	大 下 宏 志	欠	
学識経験のある者	水 村 要 二	出	
学識経験のある者	小 高 儀 三 郎	出	
学識経験のある者	加 藤 和 伸	欠	
市 議 会 の 議 員	島 田 一 隆	出	
市 議 会 の 議 員	小 林 澄 子	出	
市 議 会 の 議 員	松 本 明 信	出	都合により午前 11 時 21 分に中途退席
市 議 会 の 議 員	中 村 太	出	
埼 玉 県 の 職 員	浅 井 義 明	欠	
本 市 の 市 民	鈴 木 由 紀 子	出	

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>～ 開 会 ～</p> <p>小山街づくり計画部長挨拶</p> <p>配布資料の確認</p> <p>欠席委員報告（藤井 さやか 委員、横溝 高至 委員、大下 宏志 委員、加藤 和伸 委員、浅井 義明 委員）</p> <p>会議成立の報告</p> <p>会長に議事の進行を委任</p> <p>会議録署名委員</p> <p>小林 澄子 委員、中村 太 委員</p> <p>会議の公開・非公開の決定</p> <p>公開に決定</p>
久保田会長	<p>～ 挨拶 ～</p> <p>それでは、ただ今より、「第 28 回所沢市都市計画審議会」の議事に入ります。</p> <p>まず、「議案第 47 号 所沢都市計画下水道（所沢公共下水道）の変更について」の御審議をお願いいたします。</p> <p>それでは、始めに担当課より説明をお願いします。</p>
山崎部長	議案説明に先立ち自己紹介を行い、説明員各自も自己紹介を行った。
鈴木課長	<p>～ 「第 28 回所沢市都市計画審議会（議案・資料）」の議案第 47 号「所沢都市計画下水道（所沢公共下水道）の変更について」の 2 頁（諮問書）の朗読～</p> <p>～ 「第 28 回所沢市都市計画審議会（議案・資料）」の議案第 47 号「所沢都市計画下水道（所沢公共下水道）の変更について」の 3 頁から 15 頁まで、議案内容を説明～</p>
久保田会長	ただ今の説明に対して御質問、御意見がございましたらお願いします。
小林澄子委員	第 3 期の整備区域ということですが、今回のブロックで一斉に工事を進めていくということですか。
鈴木課長	整備の順番につきましては、下水道の特性から各地区とも下流側から順次進めていく計画であります。
小林澄子委員	それは、一斉に進めていくということになりますか。

鈴木課長	各地区で整備開始の早い遅いはありますが、工事につきましては一斉に着手してまいります。
小林澄子委員	資料5頁の参考資料で調整池が記載されていますが、これも今回の整備に伴い設置していくものですか。
鈴木課長	資料5頁は参考資料として、すでに都市計画決定済みの既存の施設を記載したものであり、今回整備する施設ではありません。
小林澄子委員	当審議会の審議事項ではないと思いますが、整備を行うにあたって受益者負担については審議されているのですか。
北田次長	平成25年度に開催しました上下水道事業運営審議会に、市長より受益者負担金の単位金額について諮問させていただきました。 諮問に対しまして、3回の審議を経て平成25年12月10日に答申をいただいております。答申により、1㎡当り1,030円と決定しましたので、今後事業を進める中で答申による単位金額に基づき、賦課していく予定です。
久保田会長	よろしいでしょうか。では、他に何かございますか。
鈴木委員	資料6頁に都市計画法に基づき縦覧を行っているようですが、今回整備していく地区には、都市計画税は課税されていますか。
鈴木課長	整備予定地区は、市街化調整区域となりますので、都市計画税は課税されておられません。
鈴木委員	都市計画税を納めていない住民のために都市施設である下水道を整備していくのは、問題があるのではないですか。
北田次長	都市計画税が課税されていない市街化調整区域の整備にあたって、都市計画税を充てることは不公平となりますので、市街化区域における都市計画税相当分も含まれた受益者負担金を納めていただきます。
鈴木委員	「受益者負担金」以外に市や国の税金が使われますか。
鈴木課長	国の補助金を充ててまいります。

松本委員	<p>市街化区域の下水道整備でも国の補助金が使われるということでは、市街化調整区域と同じですね。</p> <p>ただ、今回の地区は、都市計画税を納付していないので、受益者負担金の中にその分も加えて負担してもらうということですね。</p>
鈴木委員	<p>住民の自己負担率は、どのくらいになりますか。</p>
北田次長	<p>約 44.4% を御負担いただくこととなります。</p>
鈴木課長	<p>この整備予定地区は、市街化調整区域分の第3期整備計画となり、第3期の整備終了後は、第4期の整備を予定しております。工期は、第3期と第4期を合せて10年間となり、平成27年度からの着工を予定しております。</p> <p>その後につきましては、社会経済情勢によって、さらに整備を進めるかどうか、上下水道事業運営審議会等にお諮りして、御判断をお願いすることになると思われまます。</p>
鈴木委員	<p>市街化調整区域にも関わらず下水道を整備するというのは、最近家屋が増えてきて下水道が必要になってきたからですか。</p>
鈴木課長	<p>基本的に市街化調整区域は、新しい家は建築できない抑制をかけた地区ですが、本市は、複数の村が合併して成り立ってきたという経緯があり、市街化調整区域でも家屋がまとまって存在する地区がありますので、そのような地区を順番に整備していくものであります。</p>
鈴木委員	<p>今回の整備予定面積は約150haですが、広さのイメージを例えると具体的にはどのような感じですか。</p>
鈴木課長	<p>所沢航空記念公園の約3倍の広さとなります。</p>
久保田会長	<p>他に何かございますか。御質問、御意見とも出尽くしたようですので、採決に移ります。</p> <p>それでは、議案第47号について原案のとおり了承するという事で御異議ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>～ 全員賛成 ～</p>
久保田会長	<p>全員賛成ということで、議案第47号につきましては、原案のとおり承認することに決定いたしました。事務局におかれましては、答申の手続きをよろしく申し上げます。</p>

<p>諮問課職員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>～説明員交代～</p>
<p>久保田会長</p>	<p>それでは、続きまして議案第４８号と議案第４９号の御審議をお願いいたします。この２件はいずれも埼玉県決定でございまして、関連がございまして、説明につきましては２件続けてお願いいたします。</p>
<p>森田課長</p>	<p>議案第４８号と議案第４９号は関連しておりますので、一括して御説明させていただきます。</p> <p>～「第２８回所沢市都市計画審議会（議案・資料）」の１８頁、議案第４８号「所沢市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（案）について」（諮問書）の朗読～</p> <p>～「第２８回所沢市都市計画審議会（議案・資料）」の１９頁から４３頁まで、議案内容の概要と見直しの理由について説明～</p> <p>～「第２８回所沢市都市計画審議会（議案・資料）」の７２頁、議案第４９号「所沢市都市計画区域区分の変更（案）について」（諮問書）の朗読～</p> <p>～「第２８回所沢市都市計画審議会（議案・資料）」の７３頁から７５頁まで、議案内容として所沢市における市街化区域と市街化調整区域の区分そのものが変わるのではなく、計画書における面積表記を変更するものであることを説明～</p>
<p>久保田会長</p>	<p>それでは、両議案に対しまして御質問、御意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>中村委員</p>	<p>議案第４８号「所沢市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（案）」の３２頁ですが、都市高速鉄道１２号線の案文が随分後退したという印象を受けました。今までの「計画がされている」という文言から「運輸政策審議会から答申されている」というものになっています。市内までの延伸について早く来てほしいという意見がある中で、このような表記になってしまったことは誠に残念です。</p>
<p>森田課長</p>	<p>都市高速鉄道１２号線は、本市における街づくりの発展にとって、大変重要な施設だと認識しており、その記載につきまして埼玉県とも協議、調整をさせていただきました。しかしながら、今回の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と「区域区分」については、県内全域を対象とした広域的な考え方で見直しを実施することから、改めることは難しいということでした。</p>

淵野委員	<p>基本的には、全県的、ある意味では骨格的な区域区分となっておりますが、市街化区域面積、市街化調整区域面積とも変わらないということですね。所沢市の場合は、旧暫定逆線引き区域もありますが、資料58頁の「注」にもありましたが、旧暫定逆線引き区域は、市街化調整区域に全部含めるということですね。</p>
森田課長	<p>そのとおりです。</p>
淵野委員	<p>平成16年のものと今回の見直しで、例えば基本的な点で理念に関わる問題あるいは、見直し前の方針には詳細な計画書がありますが、その辺は基本的に見直し後も踏襲されるということによろしいですね。</p>
森田課長	<p>そのとおりです。</p>
淵野委員	<p>平成16年のものは、詳細な地区別の計画が策定がされています。時間がたっているので、到達点あるいは、どこまで計画が遂行されたかということ踏まえた議論は、「所沢市街づくり基本方針」でできているということによろしいか。</p>
森田課長	<p>「所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と「所沢市街づくり基本方針」は、都市計画法におきまして相関の関係にあることから、その内容等につきましては、整合しております。</p> <p>また、現行の「所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、地域ごとのまちづくりの方針等を細かく記載していますが、今回の（案）については地域主権一括法等を受けまして、市が定めるもの、県が定めるものの考え方が整理されたことから、構成が変更されております。</p>
淵野委員	<p>そうなりますと市町村の裁量の範囲が広がったということによろしいですか。平成16年の「所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の46頁に基本理念がありますが、その中で『住民と行政とのパートナーシップ云々』とあり、これは重要な指摘だと思います。</p> <p>住民が具体的にどういうことに参加していくかというプログラムが重要だと思いますが、市町村の裁量権が広がったということとなると、そのへんの計画はどの段階になりますか。街づくり基本方針に記載されていますが。</p>
森田課長	<p>街づくりを推進する上では、市民との協働による街づくりが大きな柱になるものと考えております。前回に御審議いただきました「所沢市街づくり基本方針（案）」の第4章におきまして、「街づくりの基本方針の推進に</p>



<p>淵野委員</p>	<p>向けて」といたしまして、章として大きく取り上げています。具体的には、都市計画の決定にあたりましては、「所沢市街づくり条例」において市民説明会や縦覧など、市独自の市民参加のあり方につきましても規定させていただいております。</p> <p>市町村にかなり裁量権があるとなると、従来の二区分法に縛られずに、所沢市は市街化調整区域が相当ありますが、市街化調整区域の整備課題、整備方針は、具体的にかなり市町村の段階でやっていただかなければならないと思いますが、どういう方向でやるかということと、例えば市街化区域への編入は面積的には抑えています、農業振興地域の農用地はどういうやりようがあるのか。</p> <p>また、資料38頁の緑地、農地をいかに残すかという点ですが、市街化調整区域を大きく抱えているところでは大きな課題となると思います。用途指定で公共的な開発も制御がかかるとすると、緑地、農地をいかに大事にしながら街づくりの中に生かすかということになります、資料38頁に主要な緑地の配置の方針がありますが、これは機能的なかたちで整理されていますけれども、これがもう少し一体的に整備できる、例えば市街化調整区域でも住宅地域的な整備と農地緑地が一体的となるような、あるいは、雑木林、緑地を保全しながら一定の区域を所沢市で独自に決定できないのか、そのような整備方針を持たないものか伺いたい。</p>
<p>森田課長</p>	<p>市街化調整区域の土地利用の方針の考え方につきましては、本市は先ほど区域区分の面積のところ、7,199haのうち約4割が市街化区域、6割が市街化調整区域として御説明いたしました。本市の市街化調整区域につきましては、農地を含む「みどり」は本市の大きな強みになりますので、「みどり」を含む自然環境の保全や形成に十分配慮した土地利用を図る必要があるものと考えております。本変更（案）におきまして、優良な農地との健全な調和に関する方針、自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針、並びに、秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針などの方針を定めております。</p> <p>市街化調整区域の土地利用につきましては、2点目の資料38頁での「みどり」と農地の一体的な整備についての御質問ですが、県におきましては、大きな視点で防災機能、自然環境の保全、景観の機能等について方針を定めております。</p> <p>また、本市の街づくりを進める上でも、農地を含む「みどり」は大きな柱のひとつと考えておりますので、市街化調整区域で土地利用の転換を図る場合には、「みどり」に配慮しながら進めるものと考えております。具体的な一体的な整備ということになりますと、個別計画である、「所沢しみどりの基本計画」や「所沢市街づくり条例」上の手続きの中で、みどりの保全に配慮した指導等を行っていきたいと考えております。</p>

島田委員	<p>先日の新春の集いで、市長が日東地区と所沢駅西口地区の再開発に関して民活により進めていき、それについて市としても積極的に推進していきたいと述べておられました。その中でこれから両地区を都市計画決定していくとも述べられていたが、今回の議案の中にそれについて何か反映されているものがあるのか伺います。</p>
森田課長	<p>資料25頁の地域毎の市街地像における商業・業務拠点の項目では、御質問の日東地区、所沢駅西口地区につきまして、『美しい都市景観の形成を進め、住民の利便性の向上に寄与する都市機能が集積され、快適で利便性の高い商業業務地を形成する。』という位置づけをしております。</p>
島田委員	<p>それに伴って、資料30頁及び56頁の土地の高度利用に関する方針が記載されていますが、所沢駅西口の西武車両工場跡地付近は第一種住居地域になっていると思うが、あの辺は開発に伴って、例えば容積率の変更や用途変更されていくのかということと、所沢市で容積率が一番高い場所とその容積率についても確認したい。</p>
森田課長	<p>用途地域や高度利用等の都市計画の決定、変更につきましては、県の「所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と本市の「所沢市まちづくり基本方針」に整合し、計画的かつ、適正に都市計画を定めることとなります。御質問の所沢駅西口まちづくりにおきましては、今後、変更する必要性も含めまして具体的に検討していくこととなります。</p> <p>2点目の容積率の最高限度についてですが、所沢駅西口のワルツ部分と新所沢駅前の容積率500%です。なお、ワルツにつきましては、高度利用地区を指定していることから、容積率は600%となっております。</p>
鈴木委員	<p>この「所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」というのは、埼玉県が所沢市はこうなさいということの説明しているものですね。これは、すでに県で決定しているということですか。</p>
森田課長	<p>当方針は、埼玉県決定の都市計画になりますが、埼玉県が決定するにあたり、本市に（案）についての意見を求められたところございまして、まだ内容は決定したものではありません。</p>
鈴木委員	<p>都市計画道路ですが、昭和28年に都市計画を決定して未だに手つかずのところがありますが、できない場合は中止することはできないのですか。一度決定したものは中止できないのが都市計画なのか伺いたい。</p> <p>また、ここに記載されている事項が無難で当たり前と思われるものばかりで、審議すべき内容的なものがあまり感じられないと思います。</p> <p>それと所沢市は県に対して弱いのではないですか。所沢市民も県民税を</p>

<p>森田課長</p>	<p>納めているのに県も知事も西部地区は顧みられていないと感じます。所沢市としては、職員も譲れないものは譲れないという気合をもって県に対し臨んでいただきたいと思います。</p> <p>都市計画道路の整備が進捗していないところの道路計画の見直しにつきましては、資料32頁の に、『都市計画決定後、長期間にわたり整備されていない都市計画道路について、定期的に見直しを行い、継続・廃止・計画変更などの検討を行う。』とあります。都市計画は長期的になってしまうものもあり、定期的に見直し検証が必要があることから、県でもこのような方針を掲げております。なお現在、本市におきましても都市計画道路の検証、見直しを県と連携しながら作業を進めております。</p> <p>また、本市の街づくりを進める上で、市の職員が強い意志をもって県を動かす気持ちであたらなければいけないと考えておりまして、本市の将来都市像の実現に向けまして、引き続き取り組みを進めてまいります。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>資料は読ませていただきましたが、「検討を行う」というのはやらないということと同じではないですか。70年経ってもやれないというのに、これから検討を行うというのでは100年経ってしまうのではないですか。所沢市は中核市に近い人口なので、所沢市独自で例えば30年経っても予算もないし、用地買収もできないので、計画は廃止してしまおうというくらいの決断力をもって職務を遂行してほしいです。所沢村山線も50年かかったが、そこに住む市民はそういう状態で置かれるととても困る場合があります。10年以内にやるならともかく、すでに70年経っている。そんなところがあちこち見られます。ここでは「廃止も含めて検討する」と記載しているが、検討するではなく実行するというかたちに変更してほしいと思います。</p>
<p>森田課長</p>	<p>都市計画道路につきましては、現在、埼玉県、本市で検証見直しの作業を実施しているところです。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>結果はいつ出るのですか。</p>
<p>森田課長</p>	<p>今年度は都市計画道路の機能の整理を行い、来年度、県内全体の交通量推計などを踏まえて整理することとしていますので、その後その結果を公表できると思います。</p>
<p>久保田会長</p>	<p>いずれこの審議会でも取り扱うこととなると思われますので、そのときはよろしく願いいたします。</p>
<p>小林澄子委員</p>	<p>資料の25頁に地域毎の市街地像とあり、その中で『駅周辺の住環境に</p>

<p>森田課長</p>	<p>配慮しつつ中高層の都市型居住を進め、「効率的」に暮らし続ける集約的なまちに高める。』とあります。中高層の都市型居住とは、具体的には超高層マンションを想像しますが、どういうことになるのでしょうか。</p> <p>駅周辺地区の市街地像としましては、地域特性を踏まえ、人口密度を高めた街づくりを進めるとともに利便性も含め、生活しやすい環境づくりを進める必要があると考えております。</p> <p>中高層の都市型住居とは、具体的には一定の空間を保持しながら、共同住宅のように階層が重なったような都市型住宅より形成される、街づくりを示しているものです。</p>
<p>小林澄子委員</p>	<p>現行の「所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に各地域ごとに健全な高度利用を図るとか、高密度などか、結果的には、高密度の高度利用を図るといことが出ていますが、それが集約されてこのようなかたちになってきていると理解しますが、中高層ということで、例えば小手指地区に2棟超高層マンションが出来るとき、3.11の大震災の前だったが住民の方から大変多くの反対の声もあったわけですね。今実際のところ、ビル風などが大変で居住空間としても歩行空間としても悪くなったと聞いています。新所沢駅の西口についても、超高層とまではいれないが、業者のほうは超高層までやりたかったようですが、団地の人たちを中心にそこまでしてほしくないという声もあって、道路を挟んでマンションが建ったが高層とまではいれないようなものになってきたというようなことがあるわけですね。</p> <p>所沢市としては、ぜひとも住民の声をよく聞いてもらうことだとか、銀座通りも超高層マンションでビル風で特に高齢者の方が歩くのも大変だという声もあって、街づくりはこれでいいのかという声も随分聞いています。そういうことから、やはり所沢市は独自なものに見直してもらいたい。そのことと、県から権限が移譲されたということもありましたが、そのことについても説明いただきたい。</p>
<p>森田課長</p>	<p>現行の「所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の地域別を含めまして、今回の（案）におきまして、地域性をもう少し表現できないか、という点も含めて県と協議しました。県としましては、県内全域を見まして、41の都市計画区域において決定をしますので、所沢都市計画だけ具体的な表記をすることはできないとの結論でございました。</p> <p>権限移譲につきましては、用途地域の都市計画決定などの権限が県から移譲されております。このことにより、地域の特性を活かした街づくりを進めることができるようになったと考えております。</p>

小林澄子委員	<p>先程申し上げたのは、この県の方針で地域ごとに具体的に細かく出したほうが良いという意見ではなく、言い方が悪かったら申し訳なかったが、大きく案がくくられているということについては、それで良いと思います。細かく出す必要はないと思っています。それともう1点お尋ねした、大幅に権限が移譲されているということについてお願いします。</p>
森田課長	<p>権限委譲につきましては、用途地域の決定権限が県から市に、このほか市の都市計画決定手続きの内、「県の同意」から「県の協議」に変更、同じく都市計画変更の手続き上で、「国土交通大臣への図書の送付をしなければならぬ」が削除といった都市計画法の改正がありました。</p> <p>また、今後面積が50haを超える、組合施行による土地区画整理事業等も、都市計画の認可権限が市に移譲されることとなります。</p>
松本委員	<p>先ほど鈴木委員も触れられましたが、県とのやり取りとも関係することですが、今所沢に特化しなくとも、県内どこへ行っても浦和辺りでも道路が狭く生活道路が厳しい状況と思います。幹線道路については春日部市、越谷市の方に行っても整備されてきていると思いますので、一昨日の「所沢市街づくり基本方針」の説明にもありましたが、具体的には所沢バイパスがどの程度進捗するのかわかりませんし、市議会での中村議員の質問にもありましたが、東京狭山線の清瀬市に抜ける部分も、なかなか時間がかかっていますが一步一步進んでいるのかなと期待はあるのですが、現状の所沢を移動してみると、例えば国道463号の亀ヶ谷交差点は渋滞がひどい状態です。それと一本北側の南永井の道路も同様です。昨日は青葉台地区に行きましたが、行政道路も以前から混んでいます。所沢バイパスもわかりだが、そういう色々なバイパスを配置していくけれども、国道463号に限って言うならば、所沢インターチェンジから出てくるトラックが多くなって、あの辺のところをどういう風に整備していくのかということも、緊急の課題だと思いますが、もう一本逃げ道となる道路を作ろうとか、そういった議論は資料32ページを見る限りでは見えてきません。そういった渋滞対策というか、生活がスピードアップできなくなっているような、危機的条件に対して、市はどの程度危機感を持って県と接触しているのか伺いたい。</p>
森田課長	<p>具体的に国道463号の亀ヶ谷交差点付近の渋滞を例に挙げられての御意見でございますが、この路線は、県で管理を行っている路線であります。御指摘のとおり交通渋滞がひどいことから、県では所沢市内に向かう車線の右折レーンを渋滞解消のため延長する改良工事等を実施しております。本市におきましても、過去に柳瀬小学校西側から亀ヶ谷交差点に向かう道路におきまして、右折帯を整備した経緯があります。道路交通において円滑な交通処理というのは、重要になりますので、市内の骨格とな</p>

	<p>っている県の管理路線につきましては、引き続き、県に相談などしながら、具体的に整備を行っていくようお願いしてまいりたいと考えております</p>
島田委員	<p>資料25頁の中の産業拠点のところですが、松郷工業団地については記述があるが、三ヶ島工業団地はどのような位置づけになっているのか伺いたい。</p>
森田課長	<p>今回の(案)では、基本的に市街化区域について記載することとなっております。このようなことから資料25頁の4の産業拠点では、松郷工業団地は、市街化区域にあるということで、記載されているものでございます。</p>
島田委員	<p>わかりました。</p>
淵野委員	<p>これは要望ということになると思いますが、資料29頁の市街地における住宅建設の方針は3点ありますが、国土交通省の小委員会などですと市街化区域内の農地、非農地、あるいは建築系、非建築系等ありますが、実際には農地、緑地がある程度あるということを前提とした市街地の整備の方法というものを出しているようです。そういう意味では前回の審議会でも申し上げましたが、所沢市は生産緑地が相当残っています。生産緑地は重要な緑のファンドとして保持していく、あるいは次世代に引き継ぐということを前提とした街づくりと申しますか、いわゆる共生ゾーンのモデルとなるようなものを所沢市で作っていただけないかということをお願いいたします。</p>
久保田会長	<p>要望として承るということによろしいですね。</p>
鈴木委員	<p>行政道路と所沢久米線ですが、これは市と県で移管手続きを終わっていますね。国道463号が入間のインターチェンジから東京都まで結ばれると、県はあの道路はいらぬそうで、市の道路担当と移管手続きをしたと聞いています。伺いたいのは松本委員が言われたように、私たちが群馬県や栃木県などに視察に行ったとき、所沢インターの出口のところが混んでいて帰りの時間がいつもわからないと20年以上言われています。市民の立場からしますと、国道あるいは県道にしても管理は所沢市で行っていないといっても現に所沢市内にあるものですよ。それがずっと混んでいる。都内から来るにしても他県から来るにしても所沢市に入ってきてもらう所が渋滞しているということを誰でも知っています。</p> <p>それが今説明を聞いてみると検討しているという。混雑しはじめたのが去年や一昨年のお話なら検討も結構ですが、すでに何十年も経っています。</p>

	<p>その間に県も国も対応していないではないですか。今日は、川越県土整備事務所の浅井委員が出席していないので話しを聞けないが、これに対して市は自らの都市計画として、県や国と一番接点を持てるのですから、所沢インター出口付近を他県から来る人がもっとスムーズに来もらえるようにしてほしいです。今は市への入口を閉めているような状態ですから、まず第一に県から色々な移管手続きをして、所沢市へ来る人たちに入口は開けていただきたい。渋滞を解消するには道路を広げるとか色々方法はあるはずなので、検討ではなく実行するという気持ちでやっていただきたい。</p>
森田課長	<p>道路の移管につきましては、県側から働きかけはありますが、協定の締結という段階には至っておりません。県の管理している道路としましては、国道463号、行政道路、榎戸豊岡線、東京狭山線、飯能・所沢線などあり、その中でも飯能・所沢線及び東京狭山線を優先的に整備を進めたいと考えていると思います。その中において、二重になる部分に関しては、本市に管理を移したいというのが県の考え方かと思いますが、やはり移管を受けるとなると、その後の維持管理の問題もありますので、慎重に協議を進めているというところでございます。</p> <p>所沢インターチェンジ周辺の渋滞については、所沢市の表玄関の重要な箇所であることから今後、県に交通渋滞解消を含めまして、要望してまいりたいと考えております。</p>
久保田会長	<p>他になにかございますか。いろいろ御意見をいただきましたが、議案第48号、第49号について採決をさせていただきます。</p>
小林澄子委員	<p>採決にあたり、街づくりについて住民のコンセンサスを最優先とし、それをベースにして街づくりを進めるということを意見として付していただきたい。</p>
久保田会長	<p>委員の皆様いかがでしょうか。これは県に対して意見を付すということでしょうか。</p>
小林澄子委員	<p>そうですね。</p>
森田課長	<p>今回、県からの意見照会があり、本都市計画審議会におきまして御審議いただいているわけですが、審議会として意見を付する必要があるという判断をした上で意見を付すということであれば、市としても県にその旨を含めて意見させていただくこととなると思います。</p>
久保田会長	<p>意見を付するかどうかについて委員の皆様の御意見をお願いします。</p>

中村委員	<p>今まで色々な議論があったわけで、住民のコンセンサス云々というものだけを当審議会全体の意見として取り上げるのは、早急ではないかという気がします。審議会の会議録として残っていくわけですから、今回の「所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」について議論されたということが、小林委員の意見も含めて残るわけですから、それで良いのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
淵野委員	<p>都市計画法の都市マスタープランは、住民の意向を聞くということが前提になっています。冒頭でも申しましたが、46頁の理念のところ「行政と住民とのパートナーシップを確立しながら、地域・社会活動の基盤となるコミュニティを尊重したまちづくりを進めていくことが重要となっている。」とあるが、県ではこのような理念でやっていくということですから、このような項目が重要であるということ所沢市としても意識してやっていただきたいということでもあると思います。そういう意味でも改めて意見を、というのはどうでしょうか。</p>
久保田会長	<p>それでは採決をさせていただきたいと思います。議案第48号と議案第49号につきまして、原案のとおり賛成するという委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～ 挙手多数～</p>
久保田会長	<p>挙手多数でございますので、両議案につきましては当審議会といたしまして、原案のとおり了承することによって決定いたします。事務局におかれましては、答申の手続きをお願いします。</p>
諮問課職員	<p>ありがとうございました。</p>
久保田会長	<p>続きして、議案第50号「所沢都市計画生産緑地地区の変更について」につきして御審議をお願いします。担当課より説明をお願いします。</p>
森田課長	<p>～ 「第28回所沢市都市計画審議会（議案・資料）」の80頁、議案第50号「所沢都市計画生産緑地地区の変更について」（諮問書）の朗読～  ～ 「第28回所沢市都市計画審議会（議案・資料）」の議案第50号「所沢都市計画生産緑地地区の変更について」の81頁から83頁まで、変更を行う地区、変更・廃止の理由、縦覧期間及び縦覧結果について説明～  概要につきましては以上でございます。個々の説明につきまして、担当より御説明申し上げます。</p>
宮崎主査	<p>～ 生産緑地制度の買い取り申し出制度の説明に続き、各地区の変更地区と</p>



	変更内容について「第28回所沢市都市計画審議会（議案・資料）」の議案第50号「所沢都市生産緑地地区の変更について」84頁から100頁まで説明～
久保田会長	それでは、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。
委員	～発言なし～
久保田会長	特に御意見等がないようですので、採決に移らせていただいでよろしいでしょうか。それでは、議案第50号につきまして、原案のとおり了承するという御異議ございませんか。
委員	～異議なし～
久保田会長	それでは議案第50号につきましては、全員一致で本案を原案のとおり了承することと決まりましたので、その旨答申することといたします。事務局は答申の手続きをお願いします。
諮問課職員	ありがとうございました。
久保田会長	諮問案件は以上でございますが、その他事務局からなにかありますか。
事務局	特にございません。
久保田会長	委員の皆様は、よろしいでしょうか。
委員	～特になし～
久保田会長	それでは以上をもちまして審議はすべて終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。事務局は進行をお願いします。
事務局	久保田会長におかれましては、議長の大任をお勤めいただき、ありがとうございました。それでは、水村職務代理より閉会の御挨拶をお願いいたします。
水村職務代理	本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席をいただき、また、熱心に御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。以上をもちまして、第28回所沢市都市計画審議会を閉会といたします。

